

自殺未遂者の再企図防止に向けた体制づくりについて
～西諸地域自殺未遂者支援事業の連携体制の見直しを通して～

○川平陽子¹⁾、小野智美²⁾、後藤由佳¹⁾、又木真由美¹⁾、和田陽市³⁾
小林保健所¹⁾、都城保健所²⁾、都城保健所兼小林保健所³⁾

I はじめに

自殺未遂者は、自殺のハイリスク者であり、再企図を防止するためには、地域での適切な支援が求められる。当保健所では、自殺未遂者の再企図を防止することを目的として、平成23年3月から自殺未遂者支援事業（以下「本事業」という。）を実施している。

今回、自殺未遂者支援体制の充実を図るため、管内の救急告示病院、精神科病院、市町保健関係課、消防本部及び保健所間で情報共有及び検討を重ね、本事業の見直しを行ったので報告する。

II 自殺未遂者支援事業概要及び事業見直しに至った経緯

これまで、西諸地域では保健所が中心となり、以下の対象者に面接や訪問、ケース検討会を実施し、自殺未遂者へのフォローを行ってきた。

対象：協力の得られた管内4つの救急告示病院を受診した自殺未遂者で、以下の①～③を全て満たし、保健所介入の同意が得られた者

- ①管内居住者
- ②自殺未遂歴がない者
- ③統合失調症、人格障害、アルコール依存症で精神科受診をしていない者

しかし、過去5年間に救急搬送された管内の自殺未遂者のうち、保健所が把握し支援したケースは全体の5分の1程度であり、管内の自殺未遂者の実態把握が困難な状況であることが明らかになった。そこで、本事業の対象者を「管内居住者で管内の救急告示病院を受診した者」とし、支援体制フロー図の見直し及び自殺リスクアセスメントシート（以下「様式1号」という。）の再検討を行い、自殺未遂者の現状を把握することで対策を導き出していくことが重要であると考えた。

III 事業見直しまでの経過

1 自殺未遂者支援事業協力医療機関の拡大

消防本部へ確認したところ、平成24年から平成28年までの5年間で救急搬送された自殺未遂者のうち約9割が、管内の5つの救急告示病院へ搬送されていることが分かった。そこで、搬送実績のある全ての救急告示病院からの協力を得るために、今回新たに管内救急告示病院の1病院に対して本事業についての協力依頼を行った。

2 西諸地域自殺対策協議会担当者会

管内救急告示病院看護師、精神科病院精神保健福祉士、市町保健師、消防本部職員、保健所保健師が参加し3回の担当者会を開催した。内容と結果は以下のとおりである。

日付	内容	結果
第1回 H29. 10. 12	・管内自殺企図者の統計報告 ・本事業体制の説明 ・各機関の未遂者支援の現状報告 及び意見交換	・様式1号の内容を再検討する。 ・保健所が支援したケースについて、保健所から医療機関へ紙面で情報提供を行う。

第2回 H29.12.1	・本事業改訂案説明及び意見交換	・様式1号の記入について救急隊に協力を得る。 →後日、消防本部へ連絡、調整を行い協力を得られることとなった。
第3回 H30.3.6	・本事業改訂案説明及び意見交換	・救急隊が様式1号を記入できないこともあるため、救急隊、医療機関それぞれが様式1号を持っており、記入可能な機関が記入することとなった。

IV 見直し後の事業概要

対象：管内居住者で管内の救急告示病院を受診した者

フロー：以下①～④の流れで対応する

①救急隊及び救急告示病院職員が様式1号に記入。

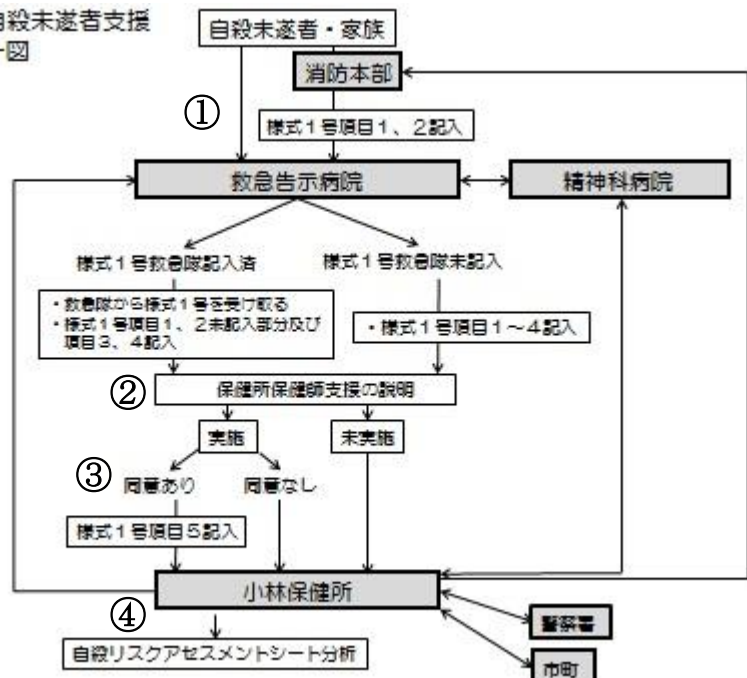
②救急告示病院職員が、対象者に保健所保健師支援の説明を行う。

③保健所保健師支援の同意ありの場合は、様式1号の「ケース情報」を記入し保健所に連絡。同意なしの場合はケースと特定する情報以外の情報を保健所に提出。

④救急告示病院より連絡を受けた保健所は、対象者及び家族との病院での

速やかな面接又は退院後における電話、訪問等を市町保健師等と協力しながら行う。また、様式1号の集計、分析を行い、管内の自殺未遂者の実態把握に努める。

西諸地域自殺未遂者支援体制フロー図



V 考察、まとめ

今回、西諸地域自殺対策協議会担当者会において本事業の見直しを行った。自殺未遂者やその家族と実際に関わっている関係機関の職員を含めて、意見交換を行ったことで、統計データや記録だけでは把握できない支援の現状を知り、改訂案に反映させることができた。平成30年度より、様式1号を集計分析することで、管内居住者で管内の救急告示病院を受診した全ての自殺未遂者の実状把握が可能になると考えられる。収集した情報を分析後、関係機関とその情報を共有することで、自殺したいと考えるまでに追い込まれた状況にある方への支援を、各関係機関とともに展開できる基盤を作っていきたい。

改訂内容での本事業については、運用開始6ヵ月を目途に、担当者会を開催し、事業実施状況について意見交換を行う予定である。今後は、精神科病院との連携についても検討を行う等、担当者会や事例検討会を通して、西諸地域の特性に応じた自殺未遂者の再企図防止のための更なるネットワーク構築を目指していきたい。

参考文献

- 1) 宮崎県小林保健所：平成29年度保健所業務概要 p1、p22～23、p28～29、2017
- 2) 日本臨床救急医学会：救急医療における精神症状評価と初期診療PEECガイドブック、へるす出版、2015
- 3) 日本臨床救急医学会：自殺未遂患者への対応「救急外来（ER）・救急科・救命救急センタースタッフのための手引き、2009